

■ 平成 26 年度 第 1 回 新潟市社会福祉審議会

日 時：平成 26 年 5 月 12 日（月）午後 2 時～

場 所：新潟市役所 本館 5 階 全員協議会室

（司 会）

定刻になりましたので、ただいまより、平成 26 年度第 1 回新潟市社会福祉審議会を開催いたします。

本日、司会を務めさせていただきます、福祉総務課の高橋と申します。よろしくお願いいたします。

本日は、ご多忙の中お集まりいただきまして、厚くお礼申し上げます。初めに、佐藤福祉部長よりごあいさついたします。

（福祉部長）

皆さん、こんにちは。福祉部長の佐藤でございます。

本日は、お忙しい中、審議会にご出席いただきありがとうございます。また、日ごろより新潟市の福祉行政に多大なるご協力をいただいていることを、この場を借りまして、改めてお礼申し上げます。

本日の審議会は平成 26 年度における福祉の主要事業、それから特に力を入れて取り組んでいる事業につきましてご説明申し上げるということでございます。日本あるいは新潟もそうでございますけれども、行政を取り巻く情勢といたしまして、少子高齢化というものがあるわけでございます。先週来、マスコミのほうで少し取り上げられております、増田元岩手県知事が代表を務めておられる日本創成会議というところが新たに人口の推計をいたしました。その中で、少し衝撃的な数字が出ております。2040 年、今から 30 年後くらいですけれども、このときに日本の若い女性、20 代、30 代の方々の人口が半減するというのが日本の自治体の約半数になるという、非常にショッキングな発表がございました。新潟市につきましても、半減とまでは行かないのですが、4 割くらい減るのではないかという試算が示されているところでございます。そういった中で、我々、これに向けて取り組んで行かなければならないということでございますけれども、そうなりますと、やはり医療、介護、福祉といった分野の取り組みが一層重要になってくると思っております。

こうした中、新潟市でも、例えば、ずっと安心して暮らせる新潟という町の実践を目指しまして、地域包括ケアシステムの構築といった問題もございますし、それから、障がい者などの就労困難者の就労支援といったところ、それから、幸いなことに新潟市は待機児童ゼロを堅持

しておりますけれども、また来年度から新しい制度が始まりますので、これに向かって取り組んで行くところでございますので、引き続き皆様のご支援をいただきたいと思いますと考えているところでございます。それと、この審議会でございますが、この6月末で皆様の任期が満了になります。これまでの審議会を通じた審議など、私どもにいただいたご協力、改めて感謝申し上げる次第でございます。

本日、少し長時間になりますが、ひとつよろしく願いいたします。

(司 会)

ここで、事務局を紹介させていただきます。

はじめに、仁多見浩参事、地域包括ケア推進担当部長でございます。

(仁多見参事)

仁多見でございます。どうぞよろしく願いいたします。

(司 会)

外山孝幸福祉総務課長でございます。

(福祉総務課長)

外山です。どうぞよろしく願いいたします。

(司 会)

丸山朋子福祉監査課長でございます。

(福祉監査課長)

丸山でございます。よろしく願いいたします。

(司 会)

小沢昌己こども未来課長でございます。

(こども未来課長)

小沢でございます。よろしく願いいたします。

(司 会)

大井幸江児童相談所長でございます。

(児童相談所長)

大井でございます。よろしく願いします。

(司 会)

鈴木緑保育課長でございます。

(保育課長)

鈴木でございます。よろしく願いいたします。

(司 会)

小野秀之障がい福祉課長でございます。

(障がい課長)

小野です。よろしく申し上げます。

(司 会)

佐久間なおみ高齢者支援課長でございます。

(高齢者支援課長)

佐久間でございます。よろしく願いいたします。

(司 会)

川崎泰介護保険課長でございます。

(介護保険課長)

川崎でございます。よろしく願いいたします。

(司 会)

それでは、配付資料のご確認をお願いいたします。使用いたします資料は、本日机上配付してございます物と、先日郵送させていただきまして、ご持参をお願いした物とがございます。

本日、机上配付させていただいた資料から確認させていただきます。まず、次第でございます。次に、社会福祉審議会委員名簿がございます。裏面には本日の座席表が掲載されております。そのほかに、今回の会議におけます意見についてが1枚となっております。本日の議事3件ございますけれども、本日の会議終了後に委員の皆様から何かご意見等をいただけるようであれば、後日、この意見の提出用紙またはメールにより事務局へ提出いただけますよう、お願いいたします。

続いて、事前に送付させていただいた資料の確認をお願いいたします。資料1として、平成26年度当初予算事業説明書福祉部と、資料2、地域包括ケアシステムの構築に向けて。最後に、資料3として（仮称）障がいのある人もない人も一人ひとりが大切にされいかなされる新潟市づくり条例に係る意見交換会についてがございます。不足がございましたら、事務局にお申し付けください。

本日は、32名の委員の内、現在、24名の委員の皆様がご出席されております。新潟市社会福祉審議会条例第4条第3項に定めた委員の過半数を超えておりますので、この審議会が成立していることをご報告いたします。

本日も、会議録概要作成のため録音させていただきますことをご承知ください。

議事に入ります前に、議事内容について簡単にご説明させていただきたいと思っております。配付されております資料の次第をごらんいただきたいと思っております。次第に議事が載っておりますが、一つ目の（1）の平成26年度の福祉部の主要事業について、こちらの主に福祉施策の平成26

年度の主要事業について、各課から簡単に説明させていただきます。(2)でございますが、地域包括ケアシステムの構築についてです。こちらは高齢者支援課より資料に沿って説明させていただきます。三つ目は、(仮称)障がいのある人もない人も一人ひとりが大切にされいかなされる新潟市づくり条例にかかる意見交換会についてでございます。こちらは障がい福祉課よりご説明させていただきます。

以上が本日の議事内容でございます。

それでは、これより、丸田委員長を議長とし、議事を進めさせていただきます。丸田委員長、よろしくお願いいたします。

(丸田委員長)

それでは、次第にしたがいまして、議事を進めてまいります。

初めに、議事の1、平成26年度福祉部の主要事業についてです。内容については、事務局から説明をしていただきます。ご質問は各課の説明がすべて終わりましたからお受けいたしますので、そのようにご理解をいただきたいと思っております。

では、事務局、よろしくお願いいたします。

(福祉総務課長)

福祉総務課の外山です。よろしくお願いいたします。

最初に、私から福祉部全体の予算も含めて説明させていただきます。お配りしてある資料1をごらんください。まず、1ページをお開きください。初めに、歳入についてです。部全体ですと、一番上、一般会計約539億4506万円余り、前年度に比べまして約17億1,632万円増となっております。一番下になりますが、介護保険などの事業会計を含めた合計では2,158億4,379万円、前年度に比べまして48億1,176万円余りの増となっております。次に、右側になりますが、歳出です。部全体ですと同じく上段、一般会計の行になりますが、約1,080億5,747万円と前年度に比べまして約41億6,753万円の増となっております。事業会計を加えた合計では、一番下になりますが、2,699億5,620万円と、前年度に比べて約72億6,298万円の増となっております。なお、ここには記載されておりませんが、市全体の一般会計予算は約3,663億円、その内、福祉部が占める割合は、歳入では前年比で約0.2パーセントアップの14.7パーセント。歳出では前年度比0.5パーセントアップの約29.5パーセントが福祉部の予算となっております。

次に、福祉総務課の予算を説明させていただきます。1ページの上から2番目、福祉総務課の行になりますが、歳入総額約149億7,890万円、前年度に比べますと約9億420万円の増となります。歳出につきましては右側のページになりますが、同じく2行目、約204億2,892万円と、前年度に比べまして19億2,030万円の増となっております。その主な要因といたしまし

ては、歳入歳出ともに臨時福祉給付金給付事業の増でございます。

続きまして、主要事業について説明いたします。新規事業を中心に説明させていただきます。3ページをごらんください。上から一つ目、生活困窮者自立促進支援事業についてです。これは新規事業になりますが、今年の4月まで県が開設しておりましたパーソナルサポートサービスセンターを引き続き新潟市で設置するということでございます。生活困窮者の相談に対応し、一人一人の状況に合った支援計画の作成と支援を行うこととしております。次に、上から二つ目、臨時福祉給付金給付事業です。これは4月からの消費税率引き上げに際し、低所得者への適切な配慮を行うための臨時的暫定的な給付措置を行うもので、対象者は市民税非課税。ただし、生活保護制度で対応される方や市民税課税者から税法上の扶養となっている方を対象外としております。対象者一人につき1万円、老齢基礎年金、障害基礎年金など一定の加算要件に該当する方は1万5,000円が支給されます。

次に、一番下の地域交流活動助成事業です。これは新潟発祥の地域の茶の間を通じて地域で助け合う共助の仕組み作りを行う地域交流活動への支援を行うもので、これに関連しまして、右側のページ一番上になりますが、空き家を活用した地域交流活動助成事業、これが今年度の新規事業となっております。これは増加傾向にある空き家を地域の茶の間として活用することで空き家の減少を図り、地域の防災や防犯等の向上を図るものです。空き家を通年で借用すること、週1回以上開催することを条件に月1万円を助成するものです。

次に、上から二つ目、地域福祉計画策定事業は、区の地域福祉計画、地域福祉活動計画を更新するほか、市全体の地域福祉計画の基本理念や目標を策定するものです。

次に、一番下の引きこもり対策事業につきましては、新規事業になりますが、引きこもり者の社会参画などの支援につなげるため、実態把握調査を行うとともに、連携体制の検討を行うものです。

次に、5ページになりますが、下から二つ目。当課の歳出のほとんどを占めております生活保護扶助費です。月平均8,868世帯、世帯人員1万1,953人と保護を見込み、金額ベースの伸び率は当初予算比で約0.11パーセント減の170億1,623万3,000円を計上しております。今後とも生活に困窮している人たちの最低限度の生活を保障するとともに、自立支援に向けて援助してまいりたいと考えております。

福祉総務課は以上になります。

(丸田委員長)

引き続きお願いいたします。

(こども未来課長)

こども未来課小沢でございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、こども未来課の主な事業について説明させていただきます。初めに、資料の1ページにお戻りいただけますでしょうか。当初予算総括表になります。

福祉総務課の次の2行目、こども未来課の欄になります。歳入総額は約134億円です。前年度と比較いたしまして約10億円の増、率にしますと8.8パーセントの増となっております。

次に、2ページ目の同じ行、歳出の欄をごらんください。歳出総額は約215億円で前年度と比較しまして約16億円の増、率にしますと8.2パーセントの増でございます。これは歳入、歳出ともに消費税アップに関しまして、国のほうで新規事業であります児童手当が支給されております児童一人当たり1万円を1回に限り支給する子育て世帯臨時特例給付金に係るものが主なものでございます。

続きまして、資料の6ページをお開きください。これよりはこども未来課の主な事業を中心にご説明申し上げます。初めに、活動や交流の場の整備、こども創造センターの管理運営についてです。これは、昨年5月に開館いたしましたこども創造センターの管理運営や各種イベントの開催に係るものでございます。来月の6月21日には食と花の交流センターが新たにこの周辺に加わりまして、「いくとぴあ食花」エリアといたしまして、グランドオープンする予定となっております。引き続き食育・花育センター、動物ふれあいセンターなど周辺施設とともに連携いたしまして、子どもたちの生きる力を伸ばしはぐくむ機会と場をこのこども創造センターで提供してまいります。

次に、中ほど、すこやか未来アクションプランの推進。その一つ目、子ども・子育て支援新制度準備事業についてでございます。来年度、平成27年度から予定されております、子ども・子育て支援新制度を円滑に実施していくため、子ども・子育て会議の開催や、(仮称)新潟市子ども・子育て支援事業計画を策定するための経費でございます。

次に、その下の地域少子化対策強化事業についてです。これにつきましては、国の10分の10の補助金が交付されますので、この補助金を活用いたしまして、少子化問題に対応するため、結婚、妊娠、出産、子育ての一貫した切れ目のない支援を行うなど、県と連携いたしまして、地域独自の取り組みを行うものでございます。次に、7ページをごらんください。上から2番目の子育て世帯への支援の内、このページの一番下になります、子育て世帯臨時特例給付金給付事業についてです。これにつきましては、消費税の引き上げに際しまして、先ほど福祉総務課から説明がありました臨時福祉給付金の給付対象者以外で、児童手当を現在支給されている世帯につきましては、先ほども説明させていただきましたが、児童一人当たり1万円を1回に限り支給する事業でございます。子育て世帯への影響を緩和するとともに、子育て世帯の消費の下支えを図る観点から、国が講ずる臨時的な給付措置となっております。対象児童といたしましては、約7万7,000人を見込んでおります。

次に、8ページをごらんください。下のほうになります。安心して過ごせる子どもの居場所の整備、この二つ目の一番下になりますが、ひまわりクラブ高学年受け入れモデル事業についてです。これは児童福祉法の改正によりまして、来年度からひまわりクラブにつきましては、現在の小学校3年生から小学校6年生まで、小学校全学年に受け入れが拡大されることが予定されております。そのため、昨年度、平成25年度から3か所モデル事業に取り組んでおりまして、本年度は昨年度からの3か所にもう3か所加えまして、6か所でモデル実施し、引き続き高学年の保育方法ですとかニーズについて検証してまいる事業でございます。

次のページ、9ページをごらんください。一番上の地域主体運営モデル事業でございます。ここにつきましては、先ほど説明したひまわりクラブの事業でございますが、ひまわりクラブの運営につきましては、これまで、市の社会福祉協議会にほとんど一括指定管理という形で委託させていただいております。現在、公設で80クラブ104の施設、それから民設も含めまして129施設がございまして、今後も、先ほど説明させていただきました、高学年の受け入れに伴いまして、大幅な施設数の増加が見込まれます。そうしたことから、規模的に、今後、新潟市社会福祉協議会一極集中による管理運営が、これまでも年々厳しい状態に置かれてきておりまして、新たな運営方法についても早急に検討していく必要があると考えております。このため、本年度から東区内の木戸、それから山の下、南区内の小林の合わせて三つのコミュニティ協議会において地域の子どもの地域で見守っていただく、地域主体型モデルというものをモデルとして実施しております。この地域主体モデルにつきましては、地域のさまざまな方が、今までも福祉協議会の運営でもそうなのでございますけれども、さらに地域の方々からかかわっていただくことで、子どもや保護者も地域とのつながりを持つことができ、さらに、地域に開かれたクラブになると考えております。この運営にあたりましては、市と運営のノウハウを持ちます新潟市社会福祉協議会とでしっかりと支援していくこととしております。

次に、その下のひまわりクラブの施設整備についてです。先ほど説明させていただきましたが、来年度から全小学生に対象が拡大する予定であることから、施設環境の向上を図るものでありまして、平成26年度は、例年二、三か所のひまわりクラブの整備にとどまっておりましたが、今年度につきましては一気に17か所で施設整備を行いまして、これまでの大規模狭隘クラブの解消を図ることとしております。

次に、その下の児童福祉施設の整備、乳児院整備事業についてでございます。これは、増え続ける児童虐待などによりまして、保護者の適切な養育を受けられない子どもたちが増えております。こうした子どもたちを社会全体で責任を持って保護し、健やかにはぐくむとともに、養育に困難を抱える家庭に適切な支援を提供するため、現在、川岸町に市の児童相談所がありますが、その南側の川沿いになりますが、この場所に、主にゼロ歳児から2歳児を中心とした

24時間の生活の場になります。その場が乳児院という形になりますが、この乳児院を整備するものでございます。開設につきましては来年の4月を予定しております。

最後になりますが、その下の多様な教育の機会・支援体制の整備、幼稚園の就園奨励についてです。これにつきましては、国の補助基準に合わせまして、現在、第二子の保護者負担が四分の三になっておりますが、これを2分の1の半額にしたうえで、さらに、所得制限を撤廃いたしまして、さらに、第3子以降につきましても所得制限がございましたのでこれを撤廃するなど、助成対象を拡大し、支援を行うものでございます。

以上、簡単ではございますが、こども未来課の主な事業について説明させていただきました。

(丸田委員長)

ありがとうございました。

続きまして、保育課からお願いいたします。

(保育課長)

保育課の鈴木でございます。保育課部分について説明させていただきます。よろしく願いいたします。

資料の1ページに戻っていただければと思いますが、1ページをごらんください。最後になります。保育課の欄になりますけれども、当課の歳入予算の総額は約114億7,773万円で、前年度と比べまして1.3パーセントの増となっております。

次に、歳出になりますが、2ページをごらんください。同じ行になりますけれども、保育課の歳出予算でございますが、総額で約207億9,894万円、前年度と比較いたしますと2.7パーセントの増となっております。増加の主な理由といたしましては、入園児童数の増加に伴う私立保育園への委託料の増加や施設整備に係る私立保育園の建設費補助の増額などによるものでございます。

次に、主な事業についてご説明いたします。10ページをごらんください。初めに、保育事業の充実についてです。平成26年度の保育園数は私立保育園が新たに5園開設して合計で135園、公立保育園につきましては児童数の減少によりまして和納保育園と和納第二保育園が統合したことによりまして1園減りました。結果、87園となりまして、私立保育園、それから公立保育園の合計は、現在、222園となっております。定員は前年度よりも320名増加いたしまして、現在、2万35名となっております。また、乳児保育や延長保育の拡大を図るとともに、引き続き一時預かりや休日保育を実施し、多様な保育ニーズに対応してまいります。また、食物アレルギーへの対応や保育士の研修の拡充など、保育の質の向上を図ってまいります。

次に、保育料の軽減についてです。保育料につきましては、今年度から第3子以降の保育料の無償化の条件を、保育園にきょうだいが同時に在園している場合から小学校3年生までのき



ようだいがいるところへ拡大いたしましたとともに、国の基準に比べまして約22億9,000万円、29.5パーセントを市独自で負担することで、保護者の負担軽減に努めております。

次に、地域子育て支援センター事業です。これは、親子で自由に交流できる場を提供して保護者同士の仲間作りの促進や子育て相談に応じることで、子育てに対する不安や孤独感の解消を図るため設置を進めております。昨年度2か所新設いたしましたので、今年度は44か所で事業を実施していくことにしております。

次の病児デイサービス事業については、病気や病気回復期のお子さんを医療機関に併設しました施設でお預かりするもので、今年度は8か所で継続して事業を進めてまいります。

次に、認可外保育施設補助事業でございます。これは認可外の保育施設や事業者内保育施設22施設に対しまして運営費の補助を行うものでございます。

最後に、保育園の施設整備でございますが、公立保育園の改築のほか、私立保育園の施設整備に対して助成を行い、保育環境の整備を図ってまいります。

簡単ではございますが、以上で保育課の説明を終わります。

(丸田委員長)

ありがとうございました。

では、障がい福祉課からお願いいたします。

(障がい福祉課長)

障がい福祉課の小野です。

私から、障がい福祉の事業を説明させていただきます。資料1の2ページをごらんください。歳出から説明させていただきます。歳出の障がい福祉課の欄ですが、歳出の予算総額は172億3,104万3,000円で、対前年比で約15億3,000万円、率にして9.7パーセントの増となっております。これは、主に在宅支援サービスであるヘルパー派遣、それからグループホーム、通所施設の利用などの介護給付等事業や就労支援事業の増によるものでございます。

次に、1ページに戻りまして、歳入ですが、当課の歳入は95億6,025万1,000円で約9億1,000万円の増、率にして10.6パーセントの増となっております。主な要因は、先ほど歳出のほうで説明しました介護給付等の増に伴う国、県の負担金が増加したことによるものです。

次に、主要事業ですが、資料の11ページをごらんください。新規拡充の事業を中心に説明いたします。11ページの中段、訪問入浴サービス事業です。訪問入浴サービスはほかのサービスを受けることができない重度の身体障がい者を対象としたサービスで、ほかの政令指定都市と同様週2回までとじていますが、夏場、非常に汗をかくので回数を増やしてほしいという要望が強くあり、7月から9月の間において週3回までできるよう、新年度より実施していきます。ただし、3回目につきましては1割の負担をいただくことといたしました。

その下、グループホーム運営費補助事業です。ここではこれまでの単独補助に加え新たな補助を行います。グループホームの整備がなかなか計画通りに進まない理由の一つに、世話人の確保が挙げられております。世話人の処遇を改善していただくことを目的に、新たに入所者一人につき1日250円の補助をいたします。これにより1施設当たり大体30万円から40万円の収入増になると思っております。また、自傷や他害、激しいこだわりや器物破損など、極めて特異な行動を頻繁に示す強度行動障がい児者への対応が課題となっておりますが、新年度に強度行動障がい者用グループホーム1棟の整備を行います。これは意向調査により社会福祉法人新潟太陽福祉会にお願いするものですが、具体的な内容としましては、通常の実備費補助に加えまして、壁や窓に破損しにくい素材やクッション材を使用するなどの専用補強工事に係る経費を上乗せするとともに、生活支援員の加配に係る経費を行うものです。生活支援員の加算は大体入所者二人につき一人の加算を想定した金額を補助していきます。

次に、12ページの二つ目、障がい児者基幹型相談支援センター事業です。相談支援体制の強化を図るため、各区に委託相談支援事業所を委託しておりますが、これを統合再編し、複数の相談員を配置した基幹型相談支援センターを市内に4か所設置いたします。相談は障がい種別も内容も多種多様であります。基幹型相談支援センターを設置することにより、困難ケースに複数で相談しながら対応できるようになり、相談員のスキルアップにもつながるものと考えております。なお、4か所に再編することにより委託相談事業所のない区ができますが、これまでも相談のほとんどは電話か訪問によるもので、来所によるものは少なかったことから、そのことによる支障はないものと考えております。むしろ複数の人数を配置することで外出による不在が少なくなるかと考えております。また、来所でも相談しやすいよう、設置箇所としては総合福祉会館のほか東区、秋葉区、西区の区役所内に設置を予定しております。10月からの運用開始でございます。

その下、地域で暮らす障がい者を支える体制づくり事業です。これは入所施設を退所し、在宅やグループホームで暮らす障がい者の生活課題や緊急時に対応する24時間体制のコールセンターになりますが、これまで4区で実施してはりましたが、全市に拡大し、対応するというものでございます。

同じページの一番下、障がい者チャレンジオフィス事業です。これは障がい者が市役所などでの実習を行うチャレンジオフィス事業をリニューアルし、障がい者就労支援センターこあサポートと連携し、サポート体制を強化して民間企業への就労を支援するものです。具体的には、こあサポートがアセスメントを行い、今、事務職場の実習先が不足しておりますが、市役所をその実習先として活用するものです。市では常時3人のチャレンジ職員を受け入れ、障がい福祉課のサポート職員、非常勤になりますが、この職員を担当制を採用して指導していくという

ものです。また、民間企業を実習先とする場合には、新たに損害保険加入金、民間企業協力金として1日1,000円、また、チャレンジ職員には実習手当てとして1日600円を補助するというものです。これにより職場実習先の開拓を積極的に行うとともに、障がい者の就労意欲の向上を図ってまいります。

次に、13ページ、上から二つ目でございます。重度心身障がい者医療費助成事業です。これはいわゆる県障といわれるものですが、従来、助成対象としていた身体・知的障がい者に加え、新たに精神障害者保健福祉手帳1級所持者も対象として拡大を図ります。これにつきましても、システムの改修、医療機関への周知などから9月の実施を予定しております。なお、これに伴いまして、市単独で行っていましたが精神の入院費助成につきましても、いわゆる県障の対象者となる方は対象外といたします。

以上で、障がい福祉課の説明を終わります。

(丸田委員長)

ありがとうございました。

続きまして、高齢者支援課からお願いいたします。

(高齢者支援課長)

高齢者支援課でございます。

恐れ入ります。資料の1ページにお戻りいただきたいと思っております。当初予算総括表、歳入の一般会計、高齢者支援課分ですが、10億5,500万円余、前年度との比較で約17億1,000万円、61.8パーセントの減となっております。また、2ページの歳出合計をごらんいただくと、38億8,100万円余で前年度比20億5,600万円、34.6パーセントの減となっております。この減額の主な理由は、第5期介護保険事業計画で定めた施設整備計画に基づく特別養護老人ホーム整備数の減及び大山台高齢者福祉センターの指定管理者制度移行に伴う人件費、事業費の減によるものです。

次に、介護保険事業会計の当課所管分ですが、歳入合計は8億8,100万円余で前年度比約1,400万円、1.6パーセントの増となっております。歳出合計は11億900万円余、前年度比2,000万円余り、1.9パーセントの増となっております。増加の主な理由は地域包括支援センターの機能強化にかかる委託料など地域支援事業費の増加によるものです。

主要事業につきましては、一般会計分が資料の14ページから17ページまで、介護保険事業会計分が22ページから24ページまで記載されております。初めに、14ページをお開きいただきたいと思っております。高齢者の生きがいつくりの推進についての内、上から3段目、シニアはつらつにいがた総おどり事業ですが、本市の特色あるイベントの一つであるにいがた総おどりの活動を介護予防に取り入れるものでございます。先に報道発表させていただいておりますが、

高齢者向けのオリジナルプログラム「にいがた総おどり体操」を作成し、今後、多世代交流の場づくりとしての活用も視野に入れ、普及促進に努めてまいります。

次の高齢生きがいサポート事業は高齢者の外出支援や社会参加の促進を図るため、現在調整中の公設文化スポーツ施設の高齢者優待制度の創設に合わせ、民間施設への働きかけを通じて優待制度の拡充を促進するものです。具体的には、市が作成する広報媒体でのPRやステッカー等の配布、福祉バスの運用見直しを行い、高齢者に優しいまちづくりに向けての機運を醸成していきたいと考えております。

次に、一番下、在宅介護支援の内、介護手当支給事業についてです。平成24年度に実施しました事業仕分けを契機として、利用者の実態調査を踏まえ、事業の見直しについて検討してまいりました。見直しの内容は、所得要件を保険料段階1から6段階だったものを1から4段階に、支給額を月額5,000円から8,000円に改めるものです。今回、所得要件の見直しにより支給対象から外れる第5、6段階の方は世帯に市民税課税者がおられる世帯となります。新たな支給要件の適用は対象者への周知期間を考慮し、本年7月の第2回支給分より実施する予定です。今回の見直しに当たり、介護者の方が一番困っている精神的負担の軽減を図るため、介護者への支援、地域包括ケアシステムの構築、相談体制の強化に積極的に取り組むこととしており、そのための事業として、次ページ、15ページ以降の新規拡充事業を掲げております。

15ページをごらんください。まず、2段目、高齢者ケア会議運営費です。今回の介護保険制度改正において、制度的な位置づけが行われることになりましたケア会議の充実を図るため、地域包括支援センターや区で行われているケア会議での課題解決に向け、市としての施策検討を行う市ケア会議の実施や区ケア会議へのスーパーバイザーの導入を実施いたします。次の多職種ネットワーク構築推進事業は、在宅医療にかかわる医療機関と介護事業者のネットワーク構築に向けた研修会の実施と市民向けの情報提供や普及啓発を目的としたフォーラムの開催を予定しています。また、次の高齢者を地域で支えるモデル事業は介護保険制度改正における予防給付事業の見直しを視野に入れ、地域での見守り活動などに積極的に取り組んでいる住民組織、NPOをモデルとして選定し、これらの地域活動によるサービス拡充を図るものです。事業実施に当たりましては、各区にコーディネーターを配置し、地域ニーズや社会資源の調査、事業実施に向けての関係機関との調整、事業開始後の支援を行う予定です。この事業につきましましては、次の議事になっております地域包括ケアシステムの構築についてで再度ご説明いたします。

次に、16ページをごらんください。中段以降の介護サービス基盤の充実についてです。超高齢社会の進行に備え、高齢者やその家族の方々に安心をお届けできるよう、特別養護老人ホームをはじめとした介護サービス施設の整備を進めてまいります。一番上の広域型特別養護老人

ホーム建設事業費補助については定員 100 人の施設を江南区に 1 か所整備するほか、以下、定員 29 人以下の小規模特別養護老人ホームを 1 か所、認知症高齢者のためのグループホームを 3 か所、小規模多機能型居宅介護施設を 5 か所、次の 17 ページにお移りいただきたいと思いますが、認知症対応型デイサービスセンター 1 か所、そして定員 100 人の介護老人保健施設 1 か所の整備に係る助成を行い、介護サービス基盤の充実に努めてまいります。また、停電等の不測の事態に備え、医療機器などへの非常用電源として特別養護老人ホームが太陽光発電システムを整備する場合の助成についても引き続き実施してまいります。

次に、介護保険事業会計についてご説明申し上げます。22 ページをお開きいただきたいと思っております。一番上の認知症高齢者等地域支援推進事業は、認知症になってもできる限り住み慣れた地域で安心して生活できるよう、認知症サポーターやキャラバン・メイト、かかりつけ医やサポート医の養成などを実施するほか、昨年度作成した地域連携情報共有ツールの促進に向け、介護、医療、福祉関係者を対象とした研修を行う予定です。3 段目の地域包括支援センター運営事業ですが、地域包括ケアの中核的基幹である地域包括支援センターが地域におけるネットワーク構築を推進することを目的に平成 23 年度から機能強化事業として順次センター職員の増員を実施し、昨年度、市内全 27 か所の地域包括支援センターに 1 名ずつの配置が完了いたしました。今年度はさらに医療、介護の連携強化を目的として所管区域の高齢者人口が多い 4 センターに職員を増員する予定です。

次に、24 ページの一番下の段をごらんください。認知症予防教室ですが、昨年度、東区と西蒲区でモデル事業として実施したのですが、参加者の認知機能の向上など一定の効果が認められたことから、今年度は実施する区を 2 区増やします。平成 27 年度からは全市展開を進めたいと考えております。

高齢者支援課の説明は以上となります。

(丸田委員長)

ありがとうございました。

最後の説明になります。介護保険課、よろしく願いいたします。

(介護保険課長)

介護保険課でございます。よろしく願いいたします。

介護保険課所管の主な事業につきまして、説明させていただきます。事業説明書の 1 ページをごらんいただきたいと思っております。はじめに、一般会計についてですが、歳入からご説明いたします。課名の上から 6 番目が当課分でございます。金額は記載のとおりでございますが、前年度と比較して 77 万 7,000 円の減、率にして 13.6 パーセントの減となっております。続きまして、隣の 2 ページをごらんください。歳出についてでございますが、上から 6 番目ござい

ます。金額は記載のとおり、96億7,755万9,000円で、前年度比較して3億7,953万5,000円の増、率にして4.1パーセントの増となっております。主な理由は、介護保険事業会計への繰出金の増によるものです。

続きまして、介護保険事業会計についてご説明いたします。左の1ページにお戻りください。中ほどの介護保険事業会計の2番目が当課分でございます。金額は694億3,029万8,000円、前年度と比較いたしまして27億6,843万4,000円の増、率にして4.2パーセントの増となっております。2ページをごらんください。中ほどの介護保険事業会計の当課分は692億188万3,000円で、前年度と比較して27億6,114万2,000円の増、率にして4.2パーセントの増となっております。歳入歳出とも、主な理由は介護保険事業介護保険給付費の増によるものです。

それでは、主な事業について説明させていただきます。18ページをごらんください。一般会計からとなります。はじめに介護保険サービス利用料助成事業についてでございます。低所得など一定の要件に当てはまる方について、介護保険サービスの利用に伴う自己負担軽減のため、利用料の助成を引き続き実施していくものでございます。

その下、地域包括ケアシステム推進支援事業につきましては、地域において医療と介護の連携を図るうえで重要な担い手となります。開設2年以内の小規模多機能型居宅介護及び複合型サービス事業者に対しまして、経営の安定化を図るため、介護報酬の加算制度を補完しまして、昨年度より市独自の支援を行っているものでございます。

続きまして、介護保険事業会計の主な事業について説明させていただきます。25ページをお開きください。はじめに、介護保険給付費についてでございます。介護サービスを利用するためにかかる費用の9割を保険から給付するもので、第5期介護保険事業計画に基づき今年度は約670億円を計上しております。

次に、要支援者等実態把握事業についてでございます。国の介護保険制度改革を先取りいたしまして、要支援者等へのサービス利用の意向など実態調査を行い、本市の取り組むべきサービスの検討、研究や地域での要支援者の掘り起こしにつなげていこうとするものでございます。

次に、一番下の介護支援ボランティア事業についてです。65歳以上の高齢者の方を対象に介護保険施設などでボランティア活動を行った場合、その介護時間に応じ、年間5,000円を上限とする換金ができるポイントを付与させていただくものでございます。介護予防及び高齢者の社会参加の支援を図ることを目的としまして、元気力アップ・サポーター制度として、昨年10月より全市展開を行っております。昨年度末現在で777名のサポーターの方からご登録いただき、ボランティア活動に参加していただいております。今年度も引き続きサポーター登録を募り、より制度の周知を図ってまいります。

次に、26ページをごらんください。一番上の介護相談員派遣事業についてでございます。特

別養護老人ホームなど介護サービスを提供する場に相談員を派遣させていただき、利用者の疑問や不安の解消など、必要に応じて事業者に改善を求めるなど、サービスの質の向上を目指し、現在、18人の相談員の派遣体制を執っております。昨年度から公募による募集を行っておりまして、今年度も増員を予定しております。

以上で、当課所管の主な事業について説明を終わります。

(丸田委員長)

ありがとうございました。

以上、各課の説明が終わりました。これからは各委員からご質問、ご意見をいただきたいと思っております。ご質問、あるいは意見のある方は挙手をいただいてご発言いただければと思っております。

(富澤委員)

一つだけ、簡単な質問だと思うのですが、私の勉強不足で教えていただきたいと思っております。

介護保険課への質問で、25ページの介護予防の推進のところ、介護支援ボランティア事業、昨年10月から新しく始まったということだったのですが、たしかこれは市のサポーターを通じての実施だった事業ではないかと思うのです。市独自でというよりも、区社会福祉協議会とか、連携して行われている取り組みだったと思うのです。その辺の仕組みなど、新しくできた事業の内容を教えていただきたいと思っております。

(丸田委員長)

では、事業の創設の経緯から含めてご説明いただければと思っております。

(介護保険課長)

介護保険課でございます。

現在、社会福祉協議会に市から委託事業ということでやらせていただいております。平成24年度からモデル事業ということで、秋葉区と南区で実施させていただきまして、その検証も踏まえまして、昨年度から全市展開させていただいております。特に皆さんからは非常に事業所からもいい評価をいただいております、来ていただくとまた非常に事業所のほうも活気づくというような、いろいろないい評価をいただいております。そうした中で、今後、現金に換金するだけではなくて、寄附ができたり商品券ができればという検討もさせていただいております。また、事業者も、今現在ですと、高齢者の施設だけになっておりますが、保育園ですとか障がい者の施設にも展開できるか、今後検討させていただくような段階になっております。

(土田委員)

福祉総務課のほうでご説明いただいたのですが、引きこもり対策事業というのが新規に入っているのですが、この連携体制の構築を図るという項目がありますけれども、ど

ことの連携を具体的に考えておられるのかを教えてください。

(福祉総務課長)

現在、引きこもり相談支援事業については、市で保健衛生部が所管してやっております。今回、新規事業として福祉部としてどういったことが、脱引きこもりということのできるのかということを考えるに当たりまして、まず、実態把握をしたいということが一つありまして、そうした実態把握をしたうえで、福祉部がある、例えば、民生委員の組織ですとか社会福祉協議会ですとかそういったものと、現在保健衛生部で所管している相談支援センターですとかそういったところとどういった形で連携した中で、相談と脱引きこもりという形につなげていけるのかということを考えていきたいというところです。

(渡邊(喜)委員)

高齢者支援課ですが、予算の中で認知症予防教室というのがありまして、大変いいことだと思っております。というのは、次の議題であります地域包括ケアシステム構築と恐らく関係してくるのではないかと思います。今朝もテレビでやっておりましたけれども、軽度認知症の発見システムの構築というのは、まだ全国的にはしっかりとできていないと聞いております。今、予算を見ますと412万円で、こちらだと266万円くらい出ているわけなのですが、これから力を入れていただいて、全面的に、やはり高齢化社会ということになる、あるいは、いわゆる若者がいない、働く方がだんだんと、ある意味では増えているのかもしれませんが、10年後は完全に認知症が増えているわけです。今現在で800万人とか言われている状況ですから、はっきり言いまして、この保護は大いに力を入れていただきたい。もう決まっているとは思いますが、これからは予算を多めにやっていただけたらありがたいと思っております。

(丸田委員長)

要望意見ということで受け止めておけばよろしいか、それとも。

(渡邊(喜)委員)

意見でけっこうです。

(丸田委員長)

一言コメントはございますか。

(高齢者支援課長)

おっしゃるご意見、受け止めさせていただきます。

(坂上委員)

民生委員の坂上です。

4ページの福祉総務課の一番上の空き家の活用というところでお聞きしたいのですが、空き家を通年で12万円で補助するとおっしゃいましたけれども、空き家を使えるようにトイレを直



すとか玄関を直すとか、そういうものは全く別の予算をどこか取ってあるのですか。

(福祉総務課長)

空き家の活用については、こういった茶の間事業に使うということを前提に、今いわれたリフォームが必要な施設の相談があった場合には、住環境政策課でリフォーム費用の予算を計上しております、そちらで対応する予定になっております。

(丸田委員長)

住環境政策課の補助は国庫の補助も入るのでしょうか。市単独ですか。

(福祉総務課長)

市単独です。

(野田委員)

4 ページの引きこもり対策事業、新規の。ここで右側のほうの事業の概要となっております、実態把握の取り組みを行うとともに書いてあるのですが、現在、具体的事例がもしございましたら、参考までに伺いたいと思います。まだ取り組みが始まっていないのでしょうか。

(福祉総務課長)

新潟市としては、これから実態把握調査を行いたいということでありまして。先行市としては、アンケート調査ですとかそういうものが活用されております。山形県や横浜市といったところでやっております。あと、秋田県藤里町では社会福祉協議会で訪問調査を行っているという事例がありますけれども、新潟市としては、これから内容を詰めていきたいと思います。

(小林(十)委員)

小林です。

6 ページの全額国庫負担ということの地域少子化対策強化事業ということで、新規事業だと思いますが、具体的にどういう形でというような案ができていたりとか、ほかの各県などでやっている事業のモデルとかがあるのでどういう形でやるかという骨子が決まっていれば教えてくださいたいと思います。これは喫緊の課題で皆さんが要望されていることだと思います。

(丸田委員長)

ぜひ、具体的にこの場でご説明いただける限りお願いいたします。

(こども未来課長)

こども未来課でございます。

現在、この事業につきましては、先ほども説明させていただきましたけれども、国から 10 分の 10、全額補助でまいります。総額で 1,975 万 1,000 円と少し端数がございますけれども、その主な事業といたしましては 5 本ございまして、一つ目が支援者ネットワークの構築事業、2 番目が妊娠出産情報発信強化事業、3 番目が少子化対策調査事業、4 番目が企業向け子育て

情報発信事業、5番目が男性の育児休業取得奨励啓発事業、この5本の事業がございます。まず、支援者ネットワーク構築事業でございますけれども、こちらにつきましては、市内の結婚を支援する支援者の掘り起こしなどを行うとともに、これまでの子育て支援団体をベースといたしまして、このネットワークの中に、これまでも企業やそういった方々が入っていなかったものですから、例えば、ブライダル産業の方々ですとか、あるいはブライダルの専門学校なども新潟市内にはございますので、こういった業者の方々、それから専門学校の学生にも参加を呼びかけていろいろなネットワークを作って、例えば、支援者ガイドブックなどを作成したり情報共有をして情報発信していくようなことを軸に考えてございます。

それから、妊娠出産情報の発信強化事業につきましては、現在、新潟市の助産師会が妊娠出産についての情報発信をいただいておりますけれども、これが今やっているものは電話相談というものが中心になっている部分もございますので、ここの部分に面接相談の体制ができないかということで、今、考えてございます。

それから、少子化対策の調査事業でございますが、これにつきましては、今まで、新潟市としましては少子化に対しての調査事業はなかなかやっていないところが実態なのですが、これを一般市民の皆様、それからこれから子どもを産んでいただけるだろうという学生、短大、専門学校の生徒といった方にアンケートをいたしまして、どうしたら少子化が防げるのかというようなもの、これは県と連携しながら調査を展開してまいりたいと考えております。

それから、企業向け子育て情報発信事業につきましては、市内企業に子育て情報を私どもが出前でお伝えするというのを考えてございます。

それから、男性の育児休業取得奨励啓発事業でございますが、これにつきましては、現在、男性の育児休業取得の奨励制度というものがございまして、ここの補助金が一人当たり5万円、1企業当たり20万円の補助金がありますけれども、これを一人当たり10万円に倍増するとともに、企業当たりは20万円から30万円に、今回、制度上アップはいたしますが、それと併せて父親の積極的な育児参加、これは父親の育児参加の時間が増えれば増えるほど子どもの数が多くなるというデータもございますので、ここのところをきちんと啓発することが大切なのだろうということで、補助金の増額とともに機運の醸成を図るための啓発事業に取り組むという5本柱でやっていこうということになっております。

(小林(十)委員)

ありがとうございました。けっこういろいろな形でメディアでもいろいろな情報があるかと思うのですが、具体的に、私としては男性、女性の会合とかそういうものはあまり考えては、若干ありましたけれども、そういうものもぜひ取り組んでいただけたらいいかなと、私の個人的な意見です。

(こども未来課長)

ありがとうございます。具体的な男性と女性の出会いの場の創出につきましては、残念ながら今回の補助金の対象に含まれないということで、私どももその事業について申請はしたかったのですが、事前に足切りされたような状況ですので、来年度、またこういった事業があればぜひこういったところ、出会いの場が実際に結婚に結びつくデータなども把握することができれば、そのデータなども国に示しながら、ぜひ、具体的な出会いの場の事業につきましても補助対象になるような要望もしていきたいと思っています。

(小林(義)委員)

小林と申します。

審議員の皆さんの意見を聞かせていただきたいのですが、8ページの妊産婦のこども医療費の助成というものがあまして、こども医療費助成、これは所得制限ではなく小学3年生まで、それから入院医療費については中学3年というのは拡充したのですが、後は高校3年生までの間に子どもが3人いなければならないのですが、この所得制限がないというのは市の制度としては珍しい仕組みなのです。確かに、考え方としてはベーシック化の制度だとかというものもあるでしょうけれども、所得制限がないというのは、限られた予算、限られた税金を使うのだとすると、比較的自分でできることは自分でしてもらって、行政、公が手をさしのべなければならないところを市が手助けをするという考えに立つべきだと私は思っているのですが、そのことによって、例えば、通院医療費というのが一番高いのです。あるいは、高校3年生までというけれども大学に行くのが普通になってくると、ある意味ではその時期が一番お金がかかるわけですから、その辺のところの所得制限を設けて、その代わり枠を広げるというのは皆さん方はどのように考えて、このままでもって所得制限がないけれども入院だけでいいとお考えか、意見を聞かせていただきたいと思います。

(丸田委員長)

長い時間を取れませんので、若干時間を取らせていただいて、委員に対する問いかけでありますので、委員の方々からご意見がありましたら。

鷺山委員、ご意見ございましたらお願いできますでしょうか。

(鷺山委員)

所得制限をかけるかどうかということですが、私は新潟市医師会所属なのですが、できるだけ子どもの医療費に関しては所得制限をかけない形でお願いしたいと考えております。

一つは、いろいろな病気、子どもの方がいるわけですが、医療機関を受診したりすることを阻むということは、お子さんの発育とかいろいろなところに影響してきます。学

校へ行けなかったりとかいろいろな問題に発展してきますので、できるだけかけない形でお願いしたいと思っています。

(小林(義)委員)

私もそれでできればそれが一番いいのです。しかし、そうは言っても限られた予算をどうやって使うかということになると、所得制限を一定程度、すべての市の基本的な考え方というのは、自分で自立できる人たちはできるだけ自立をして、手助けをしなければならないところを手をさしのべようという考えなわけですから、それから所得制限をかけて通院医療費を3年生から4年生にするとかというほうが、医療にかかりにくいという人たちの支えになるのではないですか。

(丸田委員長)

一旦そこまでにさせていただいて、鷲山委員以外に、今、小林(義)委員から問題提起がありましたことに対してご意見をお持ちの方、いらっしゃいましたらお一人くらい意見を受け賜りたいと思います。いかがでしょうか。

もしないようであれば、小沢課長から、今ご指摘があったようなことが政策形成の中で論点として議論された経緯があるかどうか、少しコメントをいただければありがたいと思います。

(こども未来課長)

こども未来課の小沢です。

こども医療費助成の所得制限につきましては、最初あったものを途中でなくしたという形になっています。この考え方といたしましては、やはり、すべての子どもを健やかに育てようというのが私どもの子育て支援の基本ベースにあるものですから、そういったことでは所得がある、低いにかかわらず、すべての子どもさんを対象にしましょうというのがこの制度の考え方でございます。当然、皆さん方、今ご提起がありましたように賛否両論あることは私ども存じ上げておりますので、またこの場で機会がありましたら、ぜひ、ご議論いただきたいと思えます。

(丸田委員長)

ありがとうございました。

少し時間が超過しておりますので、特にというご発言がなければ次の議題に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、議事の2になります。地域包括ケアの構築について、事務局から説明をお願いいたします。

(高齢者支援課長)

高齢者支援課、佐久間でございます。

地域包括ケアシステムの構築についてということで、国の動向と本市の取り組み状況について説明させていただきます。

資料2をごらんください。まず、国の動向についてご説明いたします。1番、地域包括ケアシステムとはということですが、示されている図をごらんいただきたいと思います。真ん中に住まい、高齢者の居住場所を中心に医療、介護、生活支援、介護予防といったサービスが矢印でつながれております。中心の住まいで、いつまでも住み慣れた地域でできる限り暮らし続けるための生活支援、介護予防のサービスを受けながら、病気になったら、介護が必要になったらという高齢者の状態に合わせて必要なサービスが一体的に提供される地域の仕組み、支援体制を地域包括ケアシステムとしております。医療も介護もセーフティーネットとして急性期に入院できる病院や特別養護老人ホームなどの入所施設が組み込まれておりますが、第一義的には住み慣れた地域、具体的には中学校区を想定しており、その地域で高齢者が暮らし続けられる地域づくりを主体としたものです。

一番上の黄色の四角囲みをごらんください。丸の一つ目ですが、国においては団塊の世代が後期高齢者となる2025年、平成37年をめどにこのシステムを構築することとしております。後期高齢者の増加はすなわち医療や介護のサービスを必要とする高齢者の割合が伸びていくということであり、次の2項目めに記載の認知症高齢者の増加と併せて地域全体で考えていかなければならない課題であるととらえております。また、三つ目の丸ですが、高齢化の進展や地域資源、地域包括ケアシステムを構成するサービスの現状については大きな地域差があるため、保険者である市町村が責任を持ってシステムを構築することが求められております。市町村が推進役となり、市民の皆様を中心に地域課題を共有し、サービスを作り上げていく、地域を作り上げていくということが地域包括ケアシステムの考え方となっております。

次に、2、介護保険事業計画上の位置づけをごらんください。今回の介護保険制度改正における地域包括ケアシステムの構築に向けての取り組みです。まず、平成27年度からの第6期計画以後は2025年に向けて地域包括ケア計画として位置づけられ、第5期計画で開始した地域包括ケアシステム構築のための取り組みを承継、発展させるとともに、在宅医療、介護連携の推進等の新しい地域支援事業や新しい総合事業に積極的に取り組み、市町村が主体となった地域づくり、まちづくりを本格化していく必要があるとされております。2点目として、目標年度を見据えた対応を進めるため、2025年のサービス水準、給付費や保険料水準も推計して記載するとともに、3点目、在宅医療、介護連携の推進や認知症施策など、地域包括ケアシステムを構成する各要素について、当面の施策と段階的な充実のための方針をより具体的に記載することが求められており、このような中長期的な視点も含めた施策の実施に取り組むことにより、住民、地方自治体、事業者等が地域の状況を共有し、地域の将来像を考えるきっかけになると

しております。これらの国の動向を踏まえた本市の取り組みについてですが、3に記載のとおり、制度改正においては平成27年度に予定されている介護保険制度改正におきましては予防給付の一部を市町村事業に移行することが予定されております。この連携を視野に入れ、先ほどの主要事業説明でも触れました、モデル事業を実施することとしております。

詳細については2枚目の別紙をごらんください。表題の上の資格囲みをごらんください。説明欄に記載のとおり、モデル事業の実施主体はコミュニティ協議会や自治会などの住民組織、NPO、介護保険事業者、職能団体などを想定しております。説明の2行目に新潟市版の地域包括ケアシステムと記載しておりますが、地域包括ケアシステムのステージをコミュニティ協議会を中心とした地域に置くこととし、コミュニティ協議会を中心としたシステムを新潟方式、新潟市版の地域包括ケアシステムということで構築していきたいと考えております。ただし、これらの取り組みにつきましては市からの強制ではなく、地域からの発意の情勢により展開していくことが重要と考えておりますので、今回の介護保険制度改正の内容や事業の必要性など、コミュニティ協議会の皆様にきちんと説明し、ご理解いただいたうえで事業に着手してまいりたいと考えております。具体的には、資料に記載のようないくつかのパターンをお示ししながら説明していく予定としております。

上側の一番左側、生活支援型というのが基本形になると考えておりますが、これは買い物やごみ出し、住まいの簡単な修繕など、家族がいれば困らないであろうちょっとした困りごと、住民主体の活動により支援するものです。真ん中の介護予防型は地域で行われる健康教室などの運動活動、認知症対応型は地域で生活する認知症高齢者と介護者を地域で支える仕組み作りを行うもの。下の段、真ん中の生き甲斐対応型は常設の地域の茶の間など、高齢者の社会参加を促進するための交流の場づくりなどを想定しており、これらは地域団体の方々が取り組みやすいパターンではないかと考えております。また、このモデル事業を通じて地域のネットワーク化を促進していきたいと考えていることから、医療、介護、連携型、活動団体提案型といった医療関係者や事業者、職能団体など、専門職の方々との連携も行ってまいりたいと考えております。また、先ほどの主要事業説明でも申し上げましたが、事業の実施に当たりましては、各区にコーディネーターを配置し地域課題のアセスメントや地域団体の支援を行う予定です。コーディネーターの導入に当たっては、今回の制度改正において予定されている国における生活支援コーディネーターの制度設計を踏まえながら対応していきたいと考えております。

資料の下段は地域包括ケアシステムを構成する各種要素に関連して現在行われている市の事業となりますが、モデル事業によって構築された地域のネットワークがこれらの事業の伸展にも作用することを目指しており、地域包括ケアシステム全体の構築を推進させるものにしていきたいと考えております。現在、関係団体との意見調整を実施し、モデル事業の実施方針など

を作成中ですが、近々に自治協議会、コミュニティ協議会に説明を実施し、7月をめどにモデル事業の実施に着手していきたいと考えております。地域のつながりが希薄化する中、事業実施に当たりましてはさまざまな課題が山積しているものと思われませんが、課題に向き合いシステムを作っていく過程を大切にしながら、地域力、市民力による地域活動が活発であるという本市の強みを生かし、超高齢社会に対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた施策に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

(丸田委員長)

ありがとうございました。大変重要な課題でありますので、議論を始めると恐らく時間が不足するかと思いますので、まずは、基本的な質問をお出しいただければと思います。そのうえで、私から若干お尋ねしたいことがありますので、よろしく願いいたします。

まずは、委員の方々、いかがでしょうか。

(渡邊(喜)委員)

渡邊です。

私は老人クラブの会長をやっているのですが、住まいや交流の場づくりという面で、非常にありがたいことだと思います。お話のありましたコミュニティ協議会中心ということも、ある意味では地元密着で大変いいなと思っております。ただ、その中で、ここには書いていなかったのですが、地域生活センターの活用、大いに活用してほしいということを、一言、どこで入れられるのかなというのがあるのです。

それともう一つ、地域生活センターによっては日曜日を使わせていないところがあるのです。そうすると、使っているところと使っていないところで活性化というか交流の場が狭まるということで、そういうものはできたら早めに統一していただいて、日曜日は使えますよというようなことでやっていただきたい。というのは、一つは何も老人だけではなくて、私がやっているところは、去年の9月からやっているのですが、映写会をやっているのです。それで、普段、家から出てこない方々も最近は出てくる。よその地区の人も話を聞いて映写会、映画を見に来るということなのですが、若い人も見たいと。例えば、60歳以下の方もせっかくのチャンスだからみたいといったときに、たいてい、土曜日は仕事持ちなのです。日曜日でないとなかなか参加できないということで、私も地域センターにも要望しているのですが、今現在、はっきり言いまして防犯防火上とか、あるいは経済的な面で当地域センターは日曜日はできないというところがあります。同じ税金を払って、なおかつ敬老会とかお茶の間などをもしかりにやれば、日曜日は堂々とコミュニティ協議会応援でできているのですけれども、そういう片方のクラブでやろうとするとそれはだめですよというように、日曜日は一切禁止の状態になっています。その辺の行政のほうで本当にいい制度を作っても、末端のほうでそういうような状況だと、大

変趣旨が生きてこないのではないかということで、その辺もひとつ強く推進していただけたらありがたいと思っております。

(高齢者支援課長)

いろいろ地域の中に入っていきますと、今おっしゃったようないろいろな課題が出てくるかと思えます。また、今、各地域で設置されている施設の活用方法も視野に入れまして、どういった課題があるかということもこれから地域に入っていく中で一つ一つ課題について向き合っていきたいと思っております。

(野本委員)

地域包括ケアシステムの中心的な提案の中身が、市の事業としてやる事業の受け皿をコミュニティ協議会にというところだと思います。今現在、山の下と木戸のひまわりクラブがすでにコミュニティ協議会が指定管理者になっているということでやられていますけれども、山の下はコミュニティ協議会として指定管理を受けて、木戸のほうはNPOを作るという方向になっています。コミュニティ協議会というのはあくまでも任意の団体ですので、こういったひまわりクラブとか地域包括ケア、介護とかということの継続性とか専門性を認められる、こういった事業について責任を持ってコミュニティ協議会が、まるでやれるのか、引き受けられるのかというところに、コミュニティ協議会の皆さんがとても思っているのです。そういう点でいうと、新潟方式だとかおっしゃるのですけれども、ここは慎重にやるべきだと思います。

利用する側からしてみれば、新潟市の事業になったときに、受け皿がコミュニティ協議会で先ほど佐久間課長も言われたように強制ではないので、やってくれるところがあれば十分話し合いをしてとおっしゃるのですけれども、では、量としてサービスが提供しきれるのかという辺りに関しても、大変疑問があるのではないかと思うので、この辺をどう考えていらっしゃるかお聞きしたいと思います。

(高齢者支援課長)

今回の国の制度改正における予防給付事業の一部、訪問介護と通所介護が地域支援事業の枠組みに移ってくるということで予定されております。財源につきましてはその部分につきましても地域支援事業に介護保険会計の仕組みの中で対応するというので、国からは現在お話があるところでございます。また、事業形態につきましても、このような地域住民の方々だけではなく、今までの事業者の方々によるサービス体系につきましても継続的に残すということが示されておりますので、本来必要とされるサービスは必要な方に提供されるべきだと考えておりますので、そういったものも確保していきながら、なおかつ多種多様なサービスの受け皿を広げてきて、そういう活動として今回の改正をとらえていきたいと考えております。

(野本委員)



多様なサービスの提供と簡単に言いますが、今でもすでに町内会の方はごみ捨てをやって差し上げていたりとか、すでにやっているわけで、地域包括ケアシステムというシステムの中に任意団体の、あるいはコミュニティ協議会の目的自体は、地域のコミュニティづくり、連携づくりということをととても大事にして今まで活動されてきている中で、公的なサービスの部分の一部を担うということについて、私は大変目的が違うのではないかと思うところがあるのです。

それともう一つ、今、お答えいただかなかった点で、ひまわりクラブで木戸のほうはNPOを作るという方針になっていますけれども、そういう意味では、コミュニティ協議会が任意の団体で難しいといった場合に、NPOをコミュニティ協議会が作って受け皿になってもらうということも考えていらっしゃるのでしょうか。

(高齢者支援課長)

他都市ではそういった地域の団体の方がNPOという形をとってそういった事業を行っておられる、活動もできてきていると聞いておりますので、そういった先進的な取り組みについての推移を見ながら、新潟市においても取り組みができるかどうかという部分は考えていきたいと思えます。

(渡邊(喜)委員)

高齢者の活性化ということで、私どもも老人クラブで一生懸命頑張っているのですが、週に2回、昨年までは輪投げをやっておりました。今度、地域生活センターの運営方法が変わったということで、コミュニティ協議会が委託されていきました。各コミュニティ協議会がいろいろな方策でやっていらっしゃると思うのですが、私どものところでは、ある意味で老人クラブは本来お金を取りませんというように、いろいろな団体が免除項目になっております。同じ地域センターでも、当然、取らないところも多々あります。ところが、私どもの場合は取られることになりましたので、活動を2分の1にしないと予算上成り立たないということで、地域センターで活動する回数を半分に減らしたのです。そうすると逆に、健康な、今で言うスマートウェルネスシティが達成されないのではないかと非常に危惧しているわけです。その辺も含めて、抜本的に早急に考えていただければありがたいと思えます。

(高齢者支援課長)

センターを所管している所属の考え方もあるかと思えますので、その部分につきましては確認していきたいと思えます。

(丸田委員長)

ほかにいかがでしょうか。

先ほど野本委員からご指摘がありました、コミュニティ協議会への市の支援をどうするかと

いうことは、大変重要なテーマでありまして、一方で、市民協働課でコミュニティ協議会に対する支援のあり方をどうするかという検討委員会が現在立ち上がっておりますので、地域包括ケアシステムを構築していくときに、地域コミュニティ協議会を多様な担い手の一つのセクターとして考えたときに、その地域コミュニティ協議会にどのような支援をしていくかという議論が、一方でも起こりつつありますので、どうぞよろしくご理解をいただければと思います。

(小林(義)委員)

医師会にお聞きしたいのですけれども、地域包括ケアシステム、国はこの10年間で住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるシステムというのが地域包括支援センターだと、その仕組みをこの10年間で作りたいという形ですよね。そういたしますと、医師会ですから、開業医のウエイトがとて強くなってくるかと思いますが、今、新潟市医師会というのは開業医がいくつくらいあって在宅医療をやっている開業医はどのくらいの人数がいらっしゃるのでしょうか。

(鷲山委員)

今、新潟市医師会は会員が1,500人くらいおります。約半分、3分の2くらいが開業医です。多くの方は在宅医療をやっています。それからもう一つは、今、新潟市と一緒に在宅医療のネットワークづくりを始めております。基本的には情報をできるだけ共有しようと、病院と診療所、そういう関係をできるだけ。それから、診療所と診療所のネットワークを作っていこうという形。それから、ここで資料を出されておりますけれども、いろいろな施設とのネットワークを深めていこうという形で、今、取り組んでおります。

(小林(義)委員)

そういたしますと、1,000が個人医院というのでしょうか開業医で、その内の半分強が在宅医療をしてくださっていると言われたと思うのです。私は非常にいい仕組みだと思うのです。しかし、実際、私自身は、地域にかかっている医師も在宅医療はしませんし、夜になるとどこに住んでいるのかも分かりません。若い人たちの開業医が余計だと思うのです。このシステムはよくて、今までは昼の上で死にたいと思ってもなかなかベッドの上でしか死ねない、つまり、それは入所施設であったり病院であったりでしかないわけです。それが地域に帰るといって、在宅、居宅サービスもとても厚くするということだと思うのです。人間が自分らしく生きるといことなわけですから、非常にいいシステムだけれども、一方で、医療だとか居宅サービスのレベルとか、新潟版の介護システムというのは、要支援程度のもはこういう形で支援ができるけれども、最後まで自分らしい生活を続けるというのは、新潟版の地域包括ケアシステムという仕組みにならないと思うのです。その辺のところ、本市の取り組みにしても、もう少し居宅サービスの問題だとか医療との関係というものを積極的に調査、調整をしなかったら10

年などというのはあつという間にたつと思うのですが、その辺どうですか。

(丸田委員長)

在宅医療の件について、お願いいたします。

(高齢者支援課長)

医療につきましては、医師会の方々とも保健衛生部と協力しまして、今年、在宅医療に関してまたモデル事業という形で取り組んでいると聞いております。一つが在宅医療IT連携事業ということで、今ほどご説明があったこと。それから、在宅医療連携拠点事業ということで、入院から在宅でかかりつけ医の先生方、そういった方々につないでいく取り組みについて、どのような拠点ができるかということで、地方型と都市型という形で2か所、今年度モデル事業を行うことになっております。入院から在宅になったときにどのように連携していくか。そしてまた、医療だけではなくて、介護のサービスをどのようにつなげていくかをソーシャルワーカーの方々ですとかそういう専門職の方々のお力を借りながら連携を作っていくということも、まだモデル事業という段階ではございますが、着手しているところでございます。また、医療と介護のほうも、今回、国で平成24年度から新しく出てきました複合型サービス、小規模多機能型居宅介護に訪問看護をつけたものでございますが、そういった新しいサービスの体系ですとか、在宅でも安心して暮らせる介護と医療の連携のサービスの支援体制も徐々にではありますが、取り組みを進めているところです。コミュニティ協議会の方々にこういった、本当に最後の介護の部分もしくは医療の部分をお願いするというのは、やはり専門的な知識、スキルが必要ですので、その部分を地域の方々をお願いするというのはなかなか難しいと思っております。

今回の説明が、どちらかと申しますと、今年度私どもが取り組むコミュニティ協議会を中心としたモデル事業を中心に置きましたので、説明が足りなかったかもしれませんが、専門職の部分と地域の方々をお願いする部分はきちんと市で棲み分けて考えていきたいと思っております。

(小林(義)委員)

そこを、在宅医療を新潟市がどの程度開業医がやっているかという実態把握を行政は分かるのですか。されているのですか。

(丸田委員長)

県レベルでの情報の仕組みがありますが、その辺、鷲山委員、あれでしょうか。一言コメントを、現状について。

(鷲山委員)

在宅医療と言いますと、やはり広いものがあると思うのです。一つは、今、おっしゃっておられるのは夜間のことであるとか日中のことなどを含めてなのだろうと思うのですけれども、

通常、患者は地域の開業医、あるいは診療所、あるいは病院へという形で受診されるわけですが、それが一つの患者と医療機関の関係です。あとは、介護という立場で言えば、これはまた別の視点があるわけです。医療と重なりますけれども、別の視点があるわけです。やはり、最後の看取り、自宅で過ごした場合の看取りができるかどうかということも非常に大きな問題なのだろうと。ただ、看取り以前の段階がやはりあるわけです。具合が悪くなる前の段階、ある程度手がかかる状況。それを近くの開業医で見てもらえるかどうかということだと思えます。医師会としてもできるだけそういう、今までは地域の病院に入院させて、あるいは施設へ入所させてという方向性だったのですけれども、国全体としては、やはりそういうことも大事なわけけれども、そういう施設も必要なわけけれども、在宅でのこともある程度対応していきましようというのが一つの方向性だと思います。

ただ、個々のそういう方を抱えている家族の単位で見ますと、家ではなかなか対応できない、やはりどうしても施設へ預けざるをえないということも確かにあるわけです。その辺を考えながらやっていかないと、全部在宅でというわけには恐らくなかなか行かない。それは診療所もそうですし、家族も共倒れになってしまう可能性がある。いろいろな施設、選択肢を用意して、どういう場合はどういうところでやろう、どういう段階の場合はどういうところで対応するのがいいかということをご皆さんで考えていく必要があると思います。これはやはり関係者だけではなくて、市民の方とも合意形成をしながらやっていく必要があると思うので、いつまでという期限の切り方というのは必ずしも私は適当ではないのではないかと考えております。

(庄司委員)

私は高齢者福祉部会長を仰せつかって、ここの地域包括ケアシステムの構築ということ自体が本当に興味があるのです。そして、地域は地域でということも含めて、その方向にあるというのは理解できるのです。私ども、民生児童委員の窓口として内容を熟知していかないと、今後の対応が若干、かなり大幅に改正ですから変わるのです。変わる前に、本当にこの内容を民生委員がしっかりと認識して、では、どんな方向に行くのかということと一緒に協議していければいいかなと思っております。

(丸田委員長)

ご意見としていただきたいと思えます。

ほかにいかがでしょうか。

では、一旦引き取らせていただいて、私から課長にご質問を、場合によっては仁多見部長になるかもしれませんが、これだけ委員の方々の関心の大変高い事柄でありまして、地域包括ケアシステムに関して、今日、この審議会の方でご説明をいただいたということは大変意義があったと思えます。先ほど課長から、このシステムを構築していくプロセスを大事にしたいとい

うお話がありました。とはいえ、一方で第6期の介護保険事業計画はそれを策定する委員会があって、そちらのスケジュールでもって進められていくわけです。お聞きしたいことは、それは手順としてそういう策定のプロセスがあることは承知しているのですが、これだけ委員の方々の関心事イコール市民の関心事について、この審議会がどのような形で意見を反映できるのか。逆に言えば意見を聴取していただけるのか。その辺のところ、全体の枠組みを、一方で保健衛生部が進めている政策もごございますけれども、そこに関してなかなか意見は申し上げにくいのでしょうかけれども、少なくとも第6期の地域包括ケア計画の策定プロセスとこの審議会の関係をどのように理解しておけばいいのか、その辺、コメントをいただければありがたいと思います。

というのは、介護保険事業計画をここの審議会で揉む仕組みになっていないのです。それは完全に向こうの独任事項ですから、この審議会は一切意見を述べるような仕組みになっておりませんので、そういう意味で、皆さんの関心の高い事柄をどのような形でこの審議会の中で意見交換ができるのかという意味で、質問させていただければと思います。

(高齢者支援課長)

先回の第5期計画におきましては、介護保険の事業運営委員会とこちらの社会福祉審議会の高齢者部会のほうでお諮りさせていただいたかと思います。基本的には、両会にこちらのほうで策定する計画の推移を含めましてご報告させていただいたうえでご意見をいただきたいと考えておりますが、今、委員長からそのようなお言葉をいただきましたので、さらに地域包括ケア計画の取り扱いにおいてどのように皆様からご意見を聴取したほうがよろしいか、持ち帰らせていただきまして、皆様のご意見を多くお聞きする場を持っていきたいと考えております。

(丸田委員長)

ありがとうございました。

では、次の議題に進めてまいりたいと思います。議事の3、(仮称)障がいのある人もない人も一人ひとりが大切にされいかされる新潟市づくり条例に係る意見交換会についてということで、事務局から説明をお願いいたします。

(障がい課長)

障がい福祉課です。よろしくお願いいたします。

資料3をごらんください。現在、検討会を設置し、条例制定に向けて検討しております、(仮称)障がいのある人もない人も一人ひとりが大切にされいかされる新潟市づくり条例についての意見交換会を開催いたしますので、その参加のお願いでございます。

まず、条例についてご説明させていただきます。お配りしました資料の最後の別紙となっているものをごらんください。2の条例の目的の部分を見ていただきたいのですが、障がいのあ

る人は社会の理解や認識の不足により、障がいや理由に不利な扱いを受けたり障がいに対する配慮が十分でないために日常生活のさまざまな場面で生きづらさを感じていると考えております。障がいのある方への理解を深め、生きづらさや差別を解消することがこの条例の目的となっています。そこで、昨年の6月から、3の検討委員会委員の構成にありますように、障がい者団体や有識者、福祉関係者などで構成する条例検討会を設置し、制定に向けた検討を行っております。

裏面の5、差別事例の募集についてをごらんください。条例づくりにあたりましては、生きづらさや差別と感じた事例を募集し、市民の皆さんから167件の事例が寄せられました。具体的にはアパート入居の際、保証人は要らないと言われたのに障がい者であることが分かたら保証人がいないと同居できないと言われたですとか、盲導犬と一緒にだと入店できないと断られたという事例、それから、聴覚障がい者からフォーラムや講演会の申し込みなどの方法が電話のみであったなどの事例が挙げられております。これらの多くは、障がいの特性を理解し対応していれば問題が生じなかったり、なぜ対応できないかといねいな説明があれば差別や生きづらさを感じずに済んだと思われるものが多くありました。これらの事例を基に、検討会では差別が生じないような対策、また、生じてしまった場合の対応などについていねいに分析、検討を行ってきました。検討会では、間もなく中間取りまとめがまとまる予定です。これにより、条例の内容について一定の整理ができますので、その後、各地で意見交換会を行いたいと考えております。

今回、この条例は条例という形をとることで議会においても審議され、市民の皆さんの総意として新潟市に根付くことを期待しているもので、平成27年度中の施行を目指しております。また、条例の内容もさることながら、市民の皆さんが作り上げ内容を理解し、一人一人が大切にされる新潟市を作っていくことが必要であることから、より多くの方からご理解、ご意見をいただく必要があると考えております。

意見交換会の日時につきましては、お配りしました資料2枚目の2ページとなっております。意見交換スケジュールをごらんください。6月3日の秋葉区を皮切りに7月9日まで、各区で実施したいと考えております。申込方法につきましては、戻って1ページに書いてございます。コールセンターへの電話、ファックス、Eメールなどでお申し込みがいただけます。当日は、障がい者が感じている生きづらさや障がいの特性、また、なぜ条例が必要か、条例に盛り込むことが考えられる内容などについて説明を申し上げ、参加いただいた方々からご意見をいただきたいと考えております。

この条例については、障がいを理由とした不当な差別的対応を禁止することと、合理的配慮を怠ることは差別と定めるなど、市民の皆様の生活に影響を与える条例となっておりますので、

ぜひ、大勢の方々から意見交換会に参加していただき、条例に対して皆様と意見交換をさせていただければと思っております。ぜひ、皆様からも、また周りの方にも参加を呼びかけていただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(丸田委員長)

ありがとうございました。ただいまの課長からの説明及び呼びかけに対しまして、質問なりご意見がありましたらお願いいたします。

(野本委員)

今日、検討会の中身についてほとんど分からない状態でここに来たのですが、事前に障がい福祉課長にお願いして検討会の議事録を慌てて私も目を通したところだったのですが、一つは、意見交換会をやられる、この場で中間取りまとめのおおよその概要でも何か文書が出るとよかったかと、それを希望したかったというのが1点です。

それから、意見交換会のスケジュールが示されているのですが、各区で1か所しかない。それから、夜の7時からの時間帯ということで、この検討会の中でも委員の方に障がいを持たれている方がいらっちゃって、全部夜7時からの会議だったのです。どうしてこういう事情になったのか分からないのですが、けっこうきつかったとか大変だったとおっしゃることもあったりする中で、障がいのある人もない人も一人ひとりが大切にされいかされる新潟市づくり条例ということでは、夜7時からの意見交換会が各区で1か所しかないというのは、けっこうこれがバリアになっているのではないかと考えていて、その辺をもう少し工夫とか、どうしてそうなのかという辺りは何か考えているのでしょうか。

(障がい課長)

この検討会自体も毎月第3木曜日の夜7時からやっております、それは委員からなかなか仕事を持っておられる方など、夜でないと参加できないというご意見もありまして、夜のほうがよかったという意見もいただいているところです。

今回は意見交換会ということで、条例制定の形ができる前に、まず、皆さんからご意見をということで、各区で1回ずつ開催するわけなのですが、当然、その意見を踏まえてまた修正等を加えたうえで、いざ施行するというときには、また市民の皆様から理解していただかなければならない条例ですので、いろいろな方法を使って周知を図りたいと思っております。

また、ここにはございませんが、そういう方、夜出にくいという方もいらっしゃると思いますが、障がいの団体の方々向けには土曜日の日中に1回、一般市民の方にはご案内申し上げていないのですが、一度そういう会を設ける予定にしております。

(野本委員)

障がい者団体の方には土曜日の午後とかという時間帯でという工夫は大切だと思いますけれ

ども、意見交換会というのは自由に市民が参加できますし、いろいろな障がいを持っておられる方も出ていろいろな意見を述べたいと思っていられちゃうと思うので、特に障害者自立支援法が出されたころから、特に障がい者の皆さんの中から、障がい者に障がい者の問題は決めさせてもらいたいという思いが強くなったと思うので、できるだけ意見交換会でも障がいを持っている人たちが気楽に参加できるという条件作りに努力していただければと思います。

(障がい課長)

分かりました。

(丸田委員長)

ほかにいかがですか。

よろしいですか。まだご発言のない委員の方がいらっしゃいますので、お願いします。

ありがとうございました。およその時間までもうわずかになってしまいましたが、以上、用意した議事につきましては無事終わることができました。若干時間がありますので、毎回お願いをしていることではありますが、本審議会の運営のあり方などについてご意見なりご要望があれば、意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

今ほど、野本委員からもご指摘がありましたように、確かに市のホームページを見れば議事録等が入手できるのですが、市における重要な社会福祉施策を進めていくときに、この審議会の中で、細かくではないのですが重要なポイントで市の重要な社会福祉施策を進めるときはこの審議会の中で少し意見交換ができる工夫があればいいなというのはかねがね提案してきているのですが、なかなか、今のところ年2回という開会しかできない状況でありますので、この辺についてはまた事務局のほうと相談させていただきたいと思っております。

私が委員の方々にお伝えすることを失しておりましたことがありました。今日、議事が3本ありましたけれども、それぞれの議事に対しまして、委員各位からご意見あるいは提案があればお手元のA4のペーパーで、ぜひ、事務局宛にご意見をお寄せいただきたいと思います。今日、この場でご発言のなかった委員がいらっしゃいますので、もう一度確認させていただきますが、新潟市社会福祉審議会に対する意見ということで、5月23日までに意見なり提言を提出できる仕組みになっておりますので、ぜひ、ご理解をいただきながらご協力をいただきたいと思います。

では、会を閉じます前に、両部長、何かコメントがありますでしょうか。ありましたらお願いいたします。

(福祉部長)

本日は、長時間にわたりまして、熱心なご討議をいただきありがとうございました。当然、私どもにとりまして耳の痛い意見もあったわけでございますけれども、地域包括ケアシステム



の構築をはじめ、ますます福祉行政の充実を図っていかねばならないというところがございますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

本日は、どうもありがとうございました。

(仁多見参事)

貴重なお時間を頂戴して申し訳ありません。先ほど多くのご意見をいただきました。それだけ地域包括ケアシステム、多くの関心があるのだなと改めて感じました。特に、この地域包括ケアシステムについては多くの関係者、専門家の皆さん、あるいは一般市民の皆様ご自身の問題でもあるわけでございますので、私どもはできるだけいねいにいろいろなご意見をお聞きしながら、早急なシステム、構築しないよう皆様にご理解いただけるような、安心してご利用いただけるようなシステムを作ってまいりたいと思いますので、今後ともご指導、ご協力お願い申し上げます。ありがとうございました。

(丸田委員長)

ありがとうございました。両部長、すみません、シナリオにないコメントを頂戴しまして、ありがとうございました。

(鷺山委員)

少し追加させてください。先ほど小林（義）委員から、子どもの医療費の所得制限はどうかというお話があったと思いますが、補足説明させてください。

私は、子どもへの医療費というのはできるだけ助成する方向で持っていくべきだろうと思っております。一つは、子どもは自分で具合が悪くなったら病院に行くとか診察を受けるということを出し出すことができないのです。すべて親が診療するかどうかを決めるわけです。医療費、お金がかかるからおまへは行ってはだめだということは望ましくないわけです。子どもは、今、少子高齢社会ということ踏まえて、やはり地域で育てなければいけないのだろうと思います。ぜひ、子どもを育てる環境を維持していただきたい。健全に育つようにしていただきたいと思っています。

それからもう一つは、今回の地域包括ケアシステムは高齢者対策なのですけれども、できれば、ぜひ、こういうシステムを子育て、子ども対策でも実施していただきたい。地域でどうやって育てていくのか、見守るのか、どうやってケアしていくのか、引きこもりも全部含めてですけれども、モデル事業でもいいと思うのですけれども、ぜひ、新潟市でも子育てのシステム作りを率先して新たに構築していただきたいと思います。

(小林（義）委員)

私は別に所得制限をして予算を減らせと言っているのではなくて、所得制限をかけて、そのカットされた分で4年生までにするとかというほうがずっと使いやすいのではないですかと言

っているのであって、所得制限で予算を減らせと言っている、額を減らせと言っているわけではないです。

(丸田委員長)

そこは大丈夫ですね。

ありがとうございました。大変活発なご意見をいただきまして、感謝申し上げます。ぜひ、この審議会、今のような少しフリーな意見交換も含めて、委員の間で議論ができればうれしいなど心の底から思っておりますので、ぜひ、ご協力いただきたいと思います。

では、改めて事務局にお返しいたします。

(司 会)

丸田委員長、議事進行ありがとうございました。また、委員の皆様、ご審議ありがとうございました。本日は、大変ありがとうございました。